

岩手県教育委員会教育長告示第3号

岩手県教育表彰実施要綱（昭和51年岩手県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

改正前	改正後
<p>(事績顕著者表彰対象者)</p> <p>第2 表彰規程第2条第1号に該当するものとして表彰の対象とするものは、次の各号の<u>区分</u>に応じ、当該各号に<u>掲げるとおり</u>とする。</p> <p>(1) 学校教育 ア [略] イ 学校における保健安全指導等に尽力し、顕著な功労が<u>あつた者</u></p> <p>(2) 社会教育 ア 青少年教育、婦人教育、成人教育等社会教育の分野における指導者として活動し、社会教育の振興に顕著な功労が<u>あつた者</u> イ 地域の社会教育活動に尽力し、その進展に著しい功労が<u>あつた者</u> ウ 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体<u>であつて</u>、その組織及び活動が優れ、他の団体の模範とするに足るもの</p> <p>(3) <u>社会体育</u> ア <u>スポーツ活動の指導者</u>として活動し、<u>社会体育の振興</u>に顕著な功労が<u>あつた者</u> イ <u>運動競技者</u>として技術の研さんに努め、優秀な成績を挙げた者 ウ 地域又は職域におけるスポーツ活動の振興を目的として結成された団体<u>であつて</u>、その組織及び活動が優れ、他の団体の模範とするに足るもの</p> <p>(4) 学術、文化 ア・イ [略] ウ 文化財に関する調査研究等に尽力し、文化財の保存、活用等に顕著な功労が<u>あつた者</u></p> <p>(5) <u>教育行政</u> <u>教育行政に尽力し、その推進に著しく寄与した者</u></p> <p>(永年勤続者表彰対象者)</p>	<p>(事績顕著者表彰対象者)</p> <p>第2 表彰規程第2条第1号に該当するものとして表彰の対象とするものは、次の各号に<u>掲げる</u>区分に応じ、当該各号に<u>定めるもの</u>とする。</p> <p>(1) 学校教育 <u>次に掲げるもの</u> ア [略] イ 学校における保健安全指導等に尽力し、顕著な功労が<u>あつた者</u></p> <p>(2) 社会教育 <u>次に掲げるもの</u> ア 青少年教育、婦人教育、成人教育等社会教育の分野における指導者として活動し、社会教育の振興に顕著な功労が<u>あつた者</u> イ 地域の社会教育活動に尽力し、その進展に著しい功労が<u>あつた者</u> ウ 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体<u>であつて</u>、その組織及び活動が優れ、他の団体の模範とするに足るもの</p> <p>(3) <u>スポーツ</u> <u>次に掲げるもの</u> ア 指導者として活動し、<u>スポーツの振興</u>に顕著な功労が<u>あつた者</u> イ <u>競技者</u>として技術の研さんに努め、優秀な成績を挙げた者 ウ 地域又は職域におけるスポーツ活動の振興を目的として結成された団体<u>であつて</u>、その組織及び活動が優れ、他の団体の模範とするに足るもの</p> <p>(4) 学術、文化 <u>次に掲げるもの</u> ア・イ [略] ウ 文化財に関する調査研究等に尽力し、文化財の保存、活用等に顕著な功労が<u>あつた者</u></p> <p>(5) <u>教育行政</u> <u>教育行政に尽力し、その推進に著しく寄与した者</u></p> <p>(永年勤続者表彰対象者)</p>
<p>第3 表彰規程第2条第2号に該当するものとして表彰の対象とする者は、毎年8月31日現在において、次の各号のいずれ</p>	<p>第3 表彰規程第2条第2号に該当するものとして表彰の対象とする者は、毎年8月31日現在において、次の各号のいずれ</p>

かに掲げる職員として在職している者で、在職期間が引き続き25年以上であり、かつ、その勤務成績が優良であるものとする。

(1) [略]

(2) 岩手県教育委員会の任命に係る県立学校の職員（岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第20条の11（岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）第7条第1項において準用する場合を含む。）の職にある者を除く。）

(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、表彰の対象としない。

(1) [略]

(2) 退職を勧奨され、応諾しなかつた者

(3) [略]

かに掲げる職員として在職している者で、在職期間が引き続き25年以上であり、かつ、その勤務成績が優良であるものとする。

(1) [略]

(2) 岩手県教育委員会の任命に係る県立学校の職員（岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）第20条の11（岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）第7条第1項及び岩手県立中学校の管理運営に関する規則（平成20年岩手県教育委員会規則第14号）第13条において準用する場合を含む。）に定める職にある者を除く。）

(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。

(1) [略]

(2) 退職を勧奨され、応諾しなかつた者

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。